

(業者提示用・物品出納通知書用)

物品購入等仕様書 (内訳書)								A
発注局課	選挙管理委員会事務局選挙課	担当者名	三好					電話 (671-3337)
納入期限	令和3年3月30日	部分払	しない					
納入場所	選挙管理委員会事務局選挙課	用途	常時啓発					
分類 番号	品名	メーカー・型番 (同等品可)	品質・ 形状等	数量	単位	定価	単価 @	金額
	馬車道駅 駅貼りポスター		仕様書の通り	1	式			
合 計								

グリーン購入  
非該当

(備考)

- 1 発注に際しては、太枠内の各項目を必ず記入すること。
- 2 物品出納通知書の内訳書として用いる場合は、契約決定による単価及び金額等を記入すること。

# 仕様書

## 1 目的

各種選挙への投票参加の呼びかけや明るい選挙推進のため、みなとみらい線馬車道駅に駅貼りポスターを掲出する。

## 2 掲出場所、数量、期間

みなとみらい線馬車道駅 駅貼りポスター (B1 縦サイズ 1枚)

令和2年7月1日(水)～令和3年3月30日(火)(39週間)

ただし、1か月に1度、広告を差し替えできること。差し替える時期については、選挙管理委員会事務局選挙課の指示によること。必要に応じて、ポスターを市選管へ来課し受け取ること。

## 3 日程

契約決定後	ポスター渡し
令和2年7月1日(水)	掲出開始
令和3年3月30日(火)	掲出期限
随時(開始時、差替え時)	動画等掲出の写真報告書の提出

## 4 その他

- (1) 広告枠は、選挙管理委員会事務局選挙課にて仮おさえ済。
- (2) 掲出にあたっては、ポスターをスチレンボードに貼り付ける等、長期間の掲出に耐えられるような対応を行うこと。
- (3) 上記の掲出期間に掲出することができない場合には、すみやかに選挙管理委員会事務局選挙課に報告・協議すること。
- (4) 掲出時に写真を撮影すること。掲出後、14日以内に掲出写真を記載した報告書を提出すること。なお、掲出内容差し替え時には、随時差替え後の広告を写真撮影し、当該広告開始後14日以内に写真を撮影したものを報告書として提出すること。
- (5) 公共割引申請書が必要な場合、選挙管理委員会名で提出するため、書式を用意すること。
- (6) 仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、必ず選挙管理委員会事務局選挙課に連絡すること。